

岩手県告示第187号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成30年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成31年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	根田茂第1地割、第3地割及び第5地割の各一部、砂子沢第1地割及び第2地割の各一部並びに第3地割
奥州市	江刺梁川字宇南及び字地藏堂の各一部並びに字下芦沢及び字南野
滝沢市	外山の一部及び湯舟沢の一部
金ケ崎町	永栄の一部及び永沢の一部

2 調査期間 平成31年3月8日から平成32年3月31日まで